

2 地 下 水

(1) 環 境 基 準

2 地下水

(1) 環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法, 規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし, 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 規格K0170の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては, これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。 2 「検出されないこと」とは, 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

